

「自己資本の構成に関する開示事項」

＜みずほフィナンシャルグループ＞
平成26年12月末

【連結】

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式に係る株主資本の額	5,778,282	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,104,126	1a
うち、利益剰余金の額	2,677,926	2
うち、自己株式の額 (Δ)	3,770	1c
うち、社外流出予定額 (Δ)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	3,820	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	293,875	1,175,503
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	12,449	5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	60,493	
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	60,493	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,148,921	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	92,659	370,639
うち、のれんに係るもの (のれん相当額を含む。)の額	22,129	88,519
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	70,530	282,120
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	2,496	9,986
繰延ヘッジ損益の額	6,000	24,002
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	592	2,369
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	23	93
退職給付に係る資産の額	61,438	245,754
自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	829	3,317
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	57,888	231,554
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	-
その他Tier1 資本不足額	-	-
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	221,929	28
普通株式等Tier1 資本		
普通株式等Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,926,991	29
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	-	
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	29,969	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,666,511	33+35
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,666,511	33
うち、銀行持株会社の連結子法人等 (銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	Δ 44,485	
うち、為替換算調整勘定の額	Δ 44,485	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,651,994	36
その他Tier1 資本に係る調整項目		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	152	609
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	24,420	97,680
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	73,171	
うち、のれん相当額	47,575	
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	23,226	
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	2,369	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	
Tier2 資本不足額	-	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	97,744	43
その他Tier1 資本		
その他Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	1,554,250	44
Tier1 資本		
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	7,481,242	45

【連結】

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	150,000	46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	180,795	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	9,478	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,176,227	47+49
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	180,795	47
うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	995,432	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	28,857	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	4,394	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	24,462	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	810,937	
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額	731,093	
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	79,844	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,356,296	51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	977	3,908
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	30,665	122,660
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	142,791	
うち、金融機関等の資本調達手段の額	142,791	
うち、内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	174,433	57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	2,181,862	58
総自己資本		
総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	9,663,105	59
リスク・アセット (5)		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	998,424	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に関連するものの額	258,894	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に関連するものの額	9,986	
うち、退職給付に係る資産に関連するものの額	245,754	
うち、金融機関等の資本調達手段に関連するものの額	483,790	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	64,023,907	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1 比率 (ハ) / (ヲ)	9.25%	61
連結Tier1 比率 (ト) / (ヲ)	11.68%	62
連結総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	15.09%	63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	644,376	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	148,743	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限り。）に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限り。）に係る調整項目不算入額	82,671	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額	4,394	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	58,878	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	24,462	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	298,597	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,666,511	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	97,091	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,349,648	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	85